北広島市児童センター条例及び
北広島市児童センター条例施行規則の一部改正について

１　改正の趣旨

児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進するとともに豊かな情操の育成を図るため、児童福祉法第３５条第３項の規定に基づき、北広島市児童センターを設置するものです。

市では、輪厚と大曲に各１か所児童センターを開設しているところですが、北広島団地地区に新たな児童センターを開設するため、条例にその名称と位置、規則に休館日の規定を追加します。

２　改正の内容

◇条例第２条（名称及び位置）への追加

名称	位置
北広島市北広島団地児童センター	北広島市広葉町３丁目１番地

◇規則第３条（休館日）への追加

北広島市北広島団地児童センターの休館日

ア　月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その日以降の休日でない日とする。）

イ　１２月２９日から翌年１月３日まで

３　今後のスケジュール

平成２６年１月	パブリックコメント実施
平成２６年２月～３月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議　　条例改正
平成２６年７月（予定）	条例施行

４　担当

北広島市保健福祉部児童家庭課（内線８０２）